別紙

諮問第1598号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定を取り消し、非開示とした出納責任者の印影は、開示すべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「2020年7月5日執行の都知事選にかかる選挙運動費用収支報告書 立候補者全員のもの(計22人)」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都選挙管理委員会が令和3年12月2日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「選挙運動費用収支報告書(令和2年7月5日執行東京都知事選挙) 〇〇〇〇候補 第1回」外25件を特定し、出納責任者の印影は条例7条4号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年1月31日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年4月14日に実施機関から理由説明書を、同年5月2日に審査請求 人から意見書を収受し、令和5年5月30日(第237回第一部会)から同年6月30日(第238 回第一部会)まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書 における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

ア 選挙運動費用収支報告書について

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)180条では、「公職の候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者(以下「出納責任者」という。) 一人を選任しなければならない。」と規定されている。

法189条1項及び3項において、出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、所定の事項を記載した報告書(以下単に「報告書」という。)を選挙管理委員会に提出しなければならず、報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない旨が規定されている。報告書は、公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)23条1項において、同規則別記第31号様式に準じて作成する旨が定められており、様式においては「選挙運動費用収支報告書」と題されている。令和2年(2020年)7月5日に執行された東京都知事選挙の時点では、報告書に出納責任者の押印をすることが義務付けられていた。なお、同規則の一部改正(令和3年1月1日施行)により、押印欄は廃止され、様式から削除されている。

また、報告書は、法192条3項及び4項に基づき、選挙管理委員会において、受理した日から3年間保存され、当該期間内において、何人も、選挙管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる旨が規定されている。

イ 本件一部開示決定について

本件開示請求は、令和2年(2020年)7月5日に執行された東京都知事選挙の候補者全員に係る報告書の開示を求めるものであり、実施機関は、対象公文書として候補者22名に係る26件の報告書(複数回提出された場合は各回分。以下「本件対象公文書」という。)を特定した。

本件対象公文書は、いずれも「この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません。」との文言とともに、出納責任者の住所の記載及び記名押印がなされている。実施機関は、本件対象公文書のうち、出納責任者の印影(以下「本件非開示情報」という。)について、条例7条4号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は、報告書について、法189条により出納責任者に提出が義務付けられた文書であり、また、法192条により何人も選挙管理委員会に閲覧を請求することができるので、閲覧されることが前提となっている文書であると主張する。さらに、出納責任者の押印には当該報告書の内容等が真正であることを保証する意味があることを踏まえると、本件非開示情報を開示することにより条例7条4号に規定するおそれが仮にあったとしても、開示により保護される利益が非開示により保護される利益に優越することは明らかであると主張する。

これに対し、実施機関は、法192条4項の規定により何人も報告書の閲覧請求ができるが、写しの交付請求については法定されておらず、実施機関においても写しの交付は行っていないことから、出納責任者は自身の印影を含む写しの交付がなされることは想定していないと主張する。また、当該報告書の内容等が真正であることは、閲覧の際に出納責任者の印を閲覧することにより確認が可能であると主張する。

審査会が検討するに、一般に、文書中に作成名義人の印章が押されていれば、それは当該作成名義人の意思に基づいて押印されたものと推定することができるとの経験則が存在することから、印影はそれを用いる表意者にとって重要なものであって、何人に対しても明らかにすることを予定しない情報である。また、印影を公にすることとなると、これを基に印章を作成することも可能であることから、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるといえる。

一方、本件非開示情報については、出納責任者が有権者に対し、公職の候補者の報告書に真実の記載がなされていることを証する目的で押印したものであると思料され、また、法の規定により何人も一定期間は当該報告書の閲覧が可能であることから、出納責任者は、自身の印影についても広く公にされる制度が存在することを前提に押印しているものであると認められる。

このことを踏まえると、本件開示請求に対し本件非開示情報を公にすることをもって、偽造等の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとまでは認められないことから、本件非開示情報は条例7条4号に該当せず、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環